

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		障害児通所給付費の支給決定の変更	
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の8第2項	
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務処理要領)」 P15「7 通所給付決定の変更」参照		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成26年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 30日～60日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

- 適用期間
- サ 処分に対する審査請求及び取消訴訟に関する教示
- シ その他必要な事項

(2) 支給申請却下通知書の記載事項の例

- ア 申請者氏名
- イ 支給申請の内容、申請を却下する旨及びその理由
- ウ 処分に対する審査請求及び取消訴訟に関する教示

7 通所給付決定の変更

通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる（法第21条の5の8第1項）。

また、市町村は、変更の申請又は職権により、法第21条の5の7第1項の厚生労働省令で定める事項（いわゆる「勘案事項」）を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更を行うことができる（法第21条の5の8第2項）。

(1) 変更申請できる事項（則第18条の20）

支給量

※ 障害児通所支援の種類は、通所給付決定を障害児通所支援の種類ごとに行うことから変更の対象とならず、利用する障害児通所支援の種類を変える場合は、新たに利用する障害児通所支援については新たな通所給付決定により、取り止める障害児通所支援については通所給付決定の取消しにより行う（市町村において変更手続に準じて一体的な手続で行うことは可能。）。

(2) 変更申請

通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

① 変更申請書の記載事項（則第18条の21）

- (ア) 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- (イ) 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- (ウ) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- (エ) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- (オ) 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況

- (カ) 当該申請に係る障害児通所支援の具体的内容
- (キ) 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由
- (ク) その他必要な事項

② 変更申請書の記載方法（様式例に基づく）

(ア) 変更の理由

心身の状況や介護を行う者の状況の変化など、支給量の変更を要することとなった具体的な理由を記載する。

(イ) 変更を申請する支援の種類

現に通所給付決定を受けている障害児通所支援のうち支給量の変更を希望するものを選択する。

(ウ) 申請に係る具体的内容

希望する変更後の一月当たりの支給量を記載する。

(エ) その他事項

（支給申請書の記載方法を参照。）

(3) 変更決定の手続

① 調査

市町村は、支給量の変更の決定のために必要があると認めるときは、支給申請時に準じて、障害児又は障害児の保護者に面接し、次の事項について調査を行うものとする。

(ア) 当該障害児の心身の状況

(イ) 当該障害児の置かれている環境

(ウ) 当該障害児の介護を行う者の状況

(エ) 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

(オ) 当該障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容

※ 変更決定の場合についても、障害児支援利用計画案の提出依頼等について、通所給付決定の場合と同様に行う。

② 変更の決定

通所給付決定時と同様、障害児支援利用計画案その他の勘案事項を勘案して変更の要否又は変更後の支給量を決定する。

(ア) 変更年月日（変更内容の適用年月日）

支給量は一月を単位として定めるため、変更後の支給量は、原則として変更を決定した日の属する月の翌月の初日から適用するものとする。ただし、変更の決定に係る障害児の心身の状況、保護者の状況等から緊急に支給量を変更する必要がある場合は、市町村の判断により、変更の申請のあった月から適用することとしても差し支えないものとする。

(イ) 有効期間

変更後の支給量が適用される期間（有効期間）は、変更に係る通所給付決定の有効期間の末日までとする（通所給付決定の有効期間は変更されない。）。

③ 変更決定の通知及び通所受給者証の記載変更

(7) 変更決定及び通所受給者証提出の通知

市町村は、通所給付決定の変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を記載した書面により通所給付決定保護者に通知して、通所受給者証の提出を求める。ただし、通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、提出に係る記載は要しない（則第18条の22）。

- a 通所給付決定の変更の決定を行った旨
- b 通所受給者証の提出の必要がある旨
- c 通所受給者証の提出先及び提出期限

(4) 通所受給者証の記載の変更

市町村は、通所給付決定保護者から通所受給者証が提出を受けたときは、変更後の支給量及びその有効期間を記載し、通所給付決定保護者に返却する。

※ 記載の方法は、「VI通所受給者証の交付」を参照。

8 通所給付決定に関する事項の変更の届出

(1) 氏名、居住地等の変更の届出

通所受給者証の交付を受けた通所給付決定保護者が、通所給付決定期間内において、氏名等を変更したときは、速やかに、通所受給者証を添えて、その旨を届け出なければならない。

① 届出が必要な事項

- (7) 通所給付決定保護者の居住地及び連絡先
- (4) 障害児の氏名、保護者との続柄
- (ウ) 負担上限月額の算定のために必要な事項

② 届出の手続

次の事項を記載した届出書（様式例第11号）に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。届出書には、変更内容を証する書類を添付しなければならないが、市町村が公簿等によって確認できるときは省略させても差し支えない。

- (7) 通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- (4) 障害児の氏名、生年月日及び保護者との続柄
- (ウ) 変更した事項とその変更内容
- (イ) その他必要な事項

※ 他の市町村の区域に居住地を変更した場合については、「第9 転出・転入時の事務」を参照。

(2) 変更事項の受給者証への記載

市町村は、通所給付決定保護者から居住地等の変更の届出があったときは、通所受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

なお、「居住地欄」への加除訂正等の記載が難しい場合には、「予